

# 分譲マンションアドバイザー派遣

マンション維持管理において課題を抱えているマンション管理組合に対し、マンション管理士等専門家をアドバイザーとして派遣し、適正管理に向けた支援を行います。



## 対象 マンション

厚木市内に建設された分譲マンション(分譲団地含む)  
次のいずれかに該当するマンション

- (1) 昭和58年5月31日以前に建設されたマンション
- (2) 改修工事や建替え、敷地売却等再生に向けて検討しているマンション
- (3) 長期修繕計画の作成又は見直しを検討しているマンション
- (4) 大規模修繕工事を予定しているマンション
- (5) 組合員の高齢化等により管理組合の機能が低下しているマンション
- (6) マンション管理を自主管理しているマンション

## 派遣 回数

管理組合あたり年度内2回までとします。  
年度内であれば同一の相談内容での派遣も可能です。

## 相談 内容

- (1) 改修工事や建替え、敷地売却等再生方法に関する事
- (2) 長期修繕計画の作成方法又は見直しの検討に関する事
- (3) 管理費、修繕積立金の滞納問題等、維持管理費用の不足に関する事
- (4) 大規模修繕工事の実施方法に関する事
- (5) 排水管等設備の劣化、更新に関する事
- (6) 自主管理に関する事
- (7) 管理組合活動に関する事(高齢化等に伴う諸問題)
- (8) マンションの管理計画認定制度に関する事

## 申込 方法

裏面にある申込票に御記入の上、住宅課までファックス、メールにてお申込みください。  
申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

## 問合せ

厚木市都市みらい部住宅課  
電話 046-225-2330 FAX 046-224-0621  
E-Mail 5550@city.atsugi.kanagawa.jp

# 厚木市分譲マンション アドバイザー派遣申込票

※必要事項の記入をお願いします。

マンション管理組合名			
所在地	厚木市		
相談者(役職・氏名)	役職		氏名
連絡先	電話		
	メール		
	FAX		

マンションの概要について御記入ください。

建築年	西暦		年		
階数	地下		階	地上	階
戸数		戸			
管理組合役員数		人	任期		年
管理形態	全部委託 ・ 一部委託 ・ 自主管理				

## アドバイザー派遣 相談内容について

相談内容(次のうち、貴マンションにおいて該当するものに○をつけてください。)

1 改修工事や建替え、敷地売却等再生方法に関する事	
2 長期修繕計画の作成方法又は見直しの検討に関する事	
3 管理費、修繕積立金の滞納問題等、維持管理費用の不足に関する事	
4 大規模修繕工事の実施方法に関する事	
5 排水管等設備の劣化、更新に関する事	
6 自主管理に関する事	
7 管理組合活動に関する事(高齢化等に伴う諸問題)	
8 マンションの管理計画認定制度に関する事	

## アドバイザー派遣 希望日

派遣希望日	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	

※ 後日、日程調整をさせていただきますので、派遣希望日を第3希望まで記入してください。